

第4回嬉野市議会定例会議案

平成22年12月3日提出

嬉 野 市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
77	平成22年12月3日	嬉野市税条例の一部を改正する条例について	1
78	〃	嬉野市営キャンプ場条例の全部を改正する条例について	3
79	〃	建設工事委託に関する変更協定の締結について	8
80	〃	指定管理者の指定について	9
81	〃	平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）	別冊
82	〃	平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
83	〃	平成22年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第2号）	〃
84	〃	平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）	〃
85	〃	平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
86	〃	平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
87	〃	平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
88	〃	平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第3号）	〃

諮問 番号	提出年月日	諮 問 名	頁
1	平成22年12月3日	人権擁護委員候補者の推薦について	10

議案第77号

嬉野市税条例の一部を改正する条例について

嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年12月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 佐賀県税条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第90条第1項第1号中「で年齢18歳未満のもの」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第78号

嬉野市営キャンプ場条例の全部を改正する条例について

嬉野市営キャンプ場条例（平成18年嬉野市条例第131号）の全部を別紙のとおり改正する。

平成22年12月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市営キャンプ場の管理運営を指定管理者に行なわせることができるように、また使用料の一部を改定するため条例を改正する必要がある。

嬉野市営キャンプ場条例

嬉野市営キャンプ場条例（平成18年嬉野市条例第131号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 青少年の健全育成及び市民の健康の増進を図るため、嬉野市営キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 広川原キャンプ場

位置 嬉野市嬉野町大字吉田字広川原丙595番地6

（利用時間及び利用期間）

第3条 キャンプ場の利用時間及び利用期間は、次のとおりとする。

（1） 利用時間 宿泊を伴う場合は午後3時から翌日午後1時までとし、宿泊施設を利用した休憩の場合は午前11時から午後2時までとする。

（2） 利用期間 4月の最終土曜日から10月の最終日曜日までの土曜日及び日曜日（7月20日から8月31日までの期間は毎日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、同項第1号に規定する利用時間を変更し、及び同項第2号に規定する利用期間を変更することができる。

（利用の許可）

第4条 キャンプ場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用許可の取消し）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（2） 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長において不相当と認めるとき。

（利用の制限）

第6条 市長は、管理上必要があると認めるときは、キャンプ場の利用を制限することができる。

（使用料）

第7条 キャンプ場を利用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、キャンプ場の器具・用具の使用料の額は、規則で定める。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要であると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、キャンプ場の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第5条の規定による許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、キャンプ場内の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 キャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、キャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第6条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により、キャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がキャンプ場の管理を行うこととされた期日前にされた第4条の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 第1項の規定により、キャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がキャンプ場の管理を行うこととされた期日前に第4条の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の指定の手續)

第13条 指定管理者の指定の手續については、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成18年嬉野市条例第63号）の定めるところによる。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者に行わせる業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) キャンプ場の利用に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理運営に関して市長が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者にキャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、キャンプ場を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

使 用 料

区分	種別		単位	使用料	
				宿泊(1泊)	休憩
広川原キャンプ場	バンガロー	5人用	1棟につき	2,100円	1,050円
		10人用	1棟につき	4,200円	2,100円
		50人用	1棟につき	17,850円	8,925円
	コテージ	6人用(宿泊は、10人までとする。)	1棟につき	18,000円(1人増すごとに1,000円を加算する。)	9,000円
		オートキャンプサイト	1区画につき	3,000円	1,500円
	テント	5人用	1張につき	530円	265円
		10人用	1張につき	1,050円	525円
		持込みテント	1張につき	320円	160円
	シャワー	3分につき	100円		

備考 この表において「休憩」とは、午前11時から午後2時までの利用をいう。

議案第79号

建設工事委託に関する変更協定の締結について

平成20年6月市議会定例会において議決を経た嬉野市公共下水道嬉野浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

記

協定金額の項中「510,000,000円」を「363,000,000円」に改める。

平成22年12月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 基本協定の一部変更により、協定金額を変更する必要がある。

議案第80号

指定管理者の指定について

次の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成22年12月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

- | | | |
|---|-----------------|-----------------------------|
| 1 | 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市茶業研修施設 |
| 2 | 指定管理者の名称 | 佐賀県農業協同組合
代表理事組合長 野口好啓 |
| 3 | 指定管理の期間 | 平成23年4月1日から
平成28年3月31日まで |

理由 地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要である。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成22年12月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

住 所 嬉野市塩田町大字谷所乙1656番地2

氏 名 中山 肇

昭和15年3月20日生

理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。